８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

視能訓練士国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135－0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄するいずれかの視能訓練士国家試験運営臨時事務所とする。

視能訓練士国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
東京都	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
大阪府	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第２条第１項の規定により、第35回あん摩マッサージ指圧師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第３条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年２月27日（土曜日）

２　試験地

⑴　晴眼者　宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県及び鹿児島県

⑵　視覚障害者　各都道府県

３　試験科目及び試験方法

⑴　試験科目　医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論・経絡経穴概論、あん摩マッサージ指圧理論及び東洋医学臨床論

⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア　拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ　試験問題を録音したＤＡＩＳＹ－ＣＤの併用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長又は厚生労働大臣の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ　照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第２条第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第２条第１項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

⑶　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）第４条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の２第２項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の２第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、３年以上、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能又は５年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和47年５月15日）現に沖縄県内のあん摩マッサージ指圧師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第２条第１項に規定するあん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第19号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

なお、３の⑵のアによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、３の⑵のイを希望する者は、「ＤＡＩＳＹ－ＣＤの併用希望」又は「読み上げの併用希望」と記載すること。

イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月15日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月１日（火曜日）から同年12月18日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年12月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。